

相談機関名	相談内容	相談日時	相談方法					連絡先等	所在地等
			来所 (面談)	電話	FAX	メール	SNS		
広島市児童相談所	児童福祉司や児童心理司などの専門スタッフが、18歳未満の子どものに関する様々な相談に応じ、次のような支援を行っている。 〔子ども・保護者等への必要な支援・指導、心理診断、カウンセリング、一時保護、乳児院や児童養護施設などへの入所、里親での養育、適切な他機関への紹介など〕	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (祝・休日、8月6日及び年末年始を除く) ※虐待に関する通報、相談は夜間・休日でも電話で24時間受付	○	○				TEL:263-0694 FAX:263-0705 〒732-0052 東区光町二丁目15-55 HP: https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/85/172709.html	
広島市消費生活センター	(1)商品やサービスについての相談や苦情の受付、解決のための支援 (2)借金問題でお困りの方への相談対応 (3)消費生活上の一般的知識の問い合わせへの対応	午前10時～午後7時 (火曜日及び12/29～1/3を除く)	○	○	○			TEL:225-3300 又は消費者ホットライン188 FAX:221-6282 〒730-0011 中区基町6-27 アクア広島センター街8階 HP: https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/45/	
広島市地域包括支援センター	地域の高齢者の「総合相談窓口」として、専門の職員(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等)が、介護予防の支援をはじめ、保健や福祉に関する相談に応じる。	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (祝・休日及び年末年始を除く) ※緊急時の相談電話は24時間受付	○	○				右記HPに記載 原則として、各中学校区にあり。 詳細は、以下のHPに記載。 HP: https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/koureisha/804.html	
いじめ110番 (広島市青少年総合相談センター)	「子どものいじめ」に関する相談やあらゆる「子どものSOS」に関する相談に応じる。	24時間		○				TEL:242-2110 〒730-8586 中区国泰寺町一丁目4-15 市役所北庁舎別館1階 HP: https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kurashisodan/16092.html	
広島いのちの電話	いつでも、どこでも、どんな悩みでも。	年中無休 24時間		○				TEL:221-4343 ※フリーダイヤル 毎月10日午前8時～翌日8時(0120-783-556) 毎月20日午前8時～20時(0120-375-568) 〒730-0013 中区八丁堀7-11 広島YMCA内 事務局 TEL:221-3113、FAX:221-6778 HP: https://www.hiroshima-ikiru.org/	
法テラス広島 ※注2参照	(1)情報提供：法的トラブルの紛争解決に役立つ情報や、国・地方公共団体、各種相談機関及び各種士業団体の相談窓口の情報を無料で提供。 (2)民事法律扶助：資力に乏しい方が法的トラブルにあった時に、無料法律相談を実施し、弁護士・司法書士に係る裁判費用等の立替を実施。 そのほか、特定援助対象者法律相談援助も実施。 (3)犯罪被害者支援：犯罪被害者やその家族に対して、刑事手続等法制度の紹介、犯罪被害者支援団体等に関する情報を提供。また、事案により犯罪被害者の支援の経験や理解のある弁護士を紹介。 そのほか、DV等被害者法律相談援助も実施。	※業務日時 月～金曜日 午前9時～午後5時(祝・休日を除く) (情報提供は午後4時まで)	○	○				(1)情報提供 電話又は面談(事前予約不要) (2)法律相談 事前予約制の面談(火・木曜日の午後) TEL:0570-078352(ナビダイヤル※) 0503383-5485(代表) 0503383-5483(法律相談予約専用) ※ナビダイヤルは、IP電話、プリペイド携帯又は海外からは通話できません。 〒730-0013 中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1階 HP: https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/hiroshima/index.html	
ひろしまチャイルドライン	18才までの子どもならだれでもOK! 困っているとき、悩んでいるとき、うれしいとき、誰かと話したいとき、どんなときでも。	月～日曜日 午後4時～午後9時		○				TEL:0120-99-7777 ※大人からの電話はお断りしている。 HP: http://www.hiroshima-childline.or.jp/	
広島労働局総合労働相談コーナー	労働者や事業主の方からの労働問題に関するあらゆる分野の相談を、専門の相談員が面談あるいは電話で応じる。	月～金曜日 午前9時～午後5時 (祝・休日、年末年始を除く)	○	○				TEL:221-9296 FAX:221-2356 〒730-8538 中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階 (広島労働局雇用環境・均等室内)	
こころの電話相談 (広島県精神保健福祉協会)	心の健康に対するあらゆる問題、悩み、トラブル等について、気軽に利用可能な電話で相談に応じる。なお、必要に応じて医師による相談も行う。	月・水・金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時30分		○				TEL:892-9090 〒739-0323 安芸区中野東四丁目11-13 瀬野川病院内 一般社団法人 広島県精神保健福祉協会	
広島市くらしサポートセンター	様々な課題を抱える生活困窮者(生活保護受給者を除く)の相談に応じ、各種事業の利用や関係機関との調整等により、自立に向けた継続的な支援を行う。	【来所・電話相談】 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (祝・休日、8月6日、年末年始を除く) 【FAX・メール相談】 24時間受付/概ね1週間以内に返信	○	○	○	○		電話番号は右記HPに記載 FAX:264-6413 メール: kurasapo@shakyohiroshima-city.or.jp 各区社会福祉協議会内にあり。 詳細は、以下のHPに記載 HP: https://www.shakyo-hiroshima.jp/kurashi/kurasap.html	
広島弁護士会	【紙屋町法律相談センター】 金銭の貸借、土地・建物などの売買又は賃貸借、交通事故・離婚などに伴う損害賠償、そのほか法律に関するすべての問題について相談に応じる。 ※注2参照	毎日 午前10時10分～午後4時25分 (年末年始、GW、お盆を除く)	○					要電話予約(1週間前より受付) TEL:082-225-1600 (受付時間 午前9時30分～午後4時) 〒730-0011 広島市中区基町6-27(そごうデパート新館6階) HP: https://www.hiroben.or.jp	
	【こどもでんわそうだん】 こどもからの学校のこと、家庭のこと、非行・犯罪のことそのほかあらゆる相談に応じる。	月～金曜日 午後4時～午後7時 (祝日、年末年始、GW、お盆を除く)		○				TEL:090-5262-0874 HP: https://www.hiroben.or.jp	
	【高齢者・障がい者無料法律電話相談】 高齢者・障がい者の権利擁護に関するすべての相談に応じる(本人のほか、親族、支援者による代理相談にも応じる)。	毎週水曜日 午後3時～午後7時 (年末年始、お盆、祝日を除く)		○				TEL:082-228-5040 HP: https://www.hiroben.or.jp	
	【労働問題無料法律相談】 労働問題に関するあらゆる相談に応じる。	毎週水曜日 午後3時～午後7時 (年末年始、お盆、祝日その他お休みする場合がある)		○				TEL:080-2936-9497 HP: https://www.hiroben.or.jp	
	【犯罪被害者電話相談】 犯罪被害者やその家族の方からの相談に応じる。	月～金曜日 午後3時～午後6時 (年末年始、お盆等を除く)		○				TEL:080-4268-1141 HP: https://www.hiroben.or.jp	
	【生活保護電話相談】 生活保護に関連するあらゆる相談に応じる。	(申込受付時間) 月～金曜日 午前10時～午前12時、午後1時～午後5時(祝日等を除く)		○				TEL:082-221-8640 (申込受付電話番号) HP: https://www.hiroben.or.jp	
	【特殊詐欺電話無料相談】 オレオレ詐欺などの特殊詐欺の被害にあわれた本人、家族などからの相談に応じる。	月～金曜日 午後0時～午後3時 (年末年始、祝日等を除く)		○				TEL:082-225-7970 HP: https://www.hiroben.or.jp	
	【中小企業のためのひまわりほっとダイヤル】 中小企業の経営上の様々な問題について相談に応じる。 ※注2参照	(申込受付時間) 月～金曜日 午前9時30分～午後4時 (祝日等を除く)	○	○				TEL:0570-001-240 (申込受付電話番号) HP: https://www.hiroben.or.jp	
広島市精神保健福祉センター	思春期の心の問題、ひきこもり、対人関係の問題、アルコール・薬物・ギャンブル依存等の問題、精神的な病気や災害等による心の相談、自死遺族等の心の痛み等の相談に応じる。必要に応じ保険診療を行う。	月～金曜日(祝・休日、8月6日、年末年始を除く) 【電話相談】午前8時30分～午後5時 【面接相談(要電話予約)】午前9時～午後5時	○	○				面談相談は要電話予約 TEL:245-7731 FAX:245-9674 〒730-0043 中区富士見町11-27 HP: https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/66/15556.html	
広島市自殺(自死)防止相談電話	死にたいほどのつらい気持ちや自殺(自死)に関する本人や家族からの相談に専門相談員が応じる。	月～金曜日 午前9時～午後4時 (祝・休日、8月6日、年末年始を除く)		○				TEL:245-9673	

参 考

各相談機関一覧（「広島市こころの健康に関するアンケート調査」により認知度を調査した相談機関等 及び 各区役所における精神保健福祉相談（注1 参照））

相談機関名	相談内容	相談日時	相談方法					連絡先等	所在地等
			来所 (面談)	電話	FAX	メール	SNS		
心配ごと相談所 (各区社会福祉協議会)	相談員等が、日常生活上の悩み事や心配事の相談を受け、助言等を行うとともに、専門的な事項については関係相談機関に紹介している。	※相談日時等は、各相談所により異なるため、右記 HP に記載	○	○				右記 HP に記載	各区社会福祉協議会で相談を実施。 詳細は、以下の HP に記載 HP: https://www.city.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/106051.pdf
ヤングテレホン広島 (広島県警)	少年少女についての悩み相談に応じる。	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (祝・休日、12月29日～1月3日及び上記以外の時間は、担当者以外が対応する場合あり)		○				TEL:228-3993	〒730-8507 中区基町9-42 広島県警察本部 HP: http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police/
精神科救急情報センター	精神障害のある人や家族等から、精神科疾患の医療相談を年間を通じて毎日24時間電話で受け付ける。	年間を通して毎日24時間		○				TEL:892-3600	〒739-0323 安芸区中野東四丁目11-13 瀬野川病院内
こころの耳 (厚生労働省)	働く方と、周りで支える方々をサポートする職場のメンタルヘルス対策専門の情報サイト。電話相談、メール相談及びSNS相談を実施している。	【電話相談】月曜日・火曜日 午後5時～午後10時 土曜日・日曜日 午前10時～午後4時 (祝日、年末年始除く) 【メール相談】24時間受付/概ね1週間以内に返信 【SNS相談】電話相談と同じ日時		○		○	○	TEL:0120-565-455 メール: https://kokoro.mhlw.go.jp/mail-soudan/ SNS: https://kokoro.mhlw.go.jp/sns-soudan/	HP: https://kokoro.mhlw.go.jp/
広島産業保健総合支援センター (独立行政法人労働者健康安全機構)	労働者からの相談や、事業場で産業保健活動に携わる産業医、保健師、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々からの相談に対して、訪問やメール等で相談支援を行っている。また、メンタルヘルス対策の普及促進のために、専門スタッフが事業場に訪問し、心の健康づくり計画の作成やストレスチェック制度の導入・職場環境改善に関する実地相談、管理監督者や若年労働者を対象とするメンタルヘルス教育などを行っている。	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	○	○	○	○		面談相談は要予約 TEL:224-1361 FAX:224-1371 メール: info@hiroshimas.johas.go.jp ホームページ 相談フォームより	〒730-0011 中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス5階 HP: https://www.hiroshimas.johas.go.jp

相談機関名	相談内容	区名	相談日時		相談方法					所在地・連絡先等
			精神科医による相談 (予約制)	精神保健福祉相談員による相談 (面接相談は要予約)	来所 (面談)	電話	FAX	メール	SNS	
精神保健福祉相談 (各区厚生部地域支えあい課)	さまざまな心の悩みやストレスに関する相談に、精神保健福祉相談員が対応する。また、日を定めて、精神科医師も相談に対応する。	中区	原則第2・4木曜日: 午後1時30分～午後3時	月～金曜日:午前中	○	○				〒730-8565 中区大手町四丁目1-1 大手町平和ビル2階 (中区地域支えあい課 地域支援第一係) TEL:504-2109、FAX:504-2175
		東区	〃							〒732-8510 東区東蟹屋町9-34 東区総合福祉センター1階 (東区地域支えあい課 地域支援第一係) TEL:568-7735、FAX:568-7790
		南区	原則第1・3木曜日: 午後1時30分～午後3時							〒734-8523 南区皆実町一丁目4-46 南区役所別館4階 (南区地域支えあい課 地域支援第一係) TEL:250-4133、FAX:254-9184
		西区	原則第2・4木曜日: 午後1時30分～午後3時							〒733-8535 西区福島町二丁目24-1 西区地域福祉センター3階 (西区地域支えあい課 地域支援第一係) TEL:294-6384、FAX:294-6311
		安佐南区	〃							〒731-0194 安佐南区中須一丁目38-13 安佐南区総合福祉センター2階 (安佐南区地域支えあい課 地域支援第一係) TEL:831-4944、FAX:870-2255
		安佐北区	原則第3木曜日: 午後1時30分～午後3時							〒731-0221 安佐北区可部三丁目19-22 安佐北区総合福祉センター2階 (安佐北区地域支えあい課 地域支援第一係) TEL:819-0616、FAX:819-0602
		安芸区	〃							〒736-8555 安芸区船越南三丁目2-16 安芸区総合福祉センター1階 (安芸区地域支えあい課 地域支援第一係) TEL:821-2820、FAX:821-2832
		佐伯区	原則第1・3木曜日: 午後1時30分～午後3時							〒731-5195 佐伯区海老園一丁目4-5 佐伯区役所別館2階 (佐伯区地域支えあい課 地域支援第一係) TEL:943-9733、FAX:923-1611

注1 「広島県こころの悩み相談【コロナ関連】」及び「こころのライン相談@広島県」については、令和3年12月31日現在、令和4年度以降の開設が未定であるため、掲載していません。

注2 ここに記載されている相談機関の相談料は、原則無料ですが、以下の相談機関については、一部有料になります。

○法テラス広島

「特定援助対象者法律相談援助」及び「DV等被害者法律相談援助」については、収入等が基準よりも多い方は相談料の負担があります。

○紙屋町法律相談センター（広島弁護士会）

相談料が40分で6,600円（消費税込）かかります。ただし、交通事故と多重債務の相談は原則無料（刑事・行政処分に関する相談は除く。）となります。また、「収入等が一定額以下」などの条件を満たす場合は無料となります。（詳しくはお問合せください。）

○中小企業のためのひまわりほっとダイヤル（広島弁護士会）

初回30分の相談のみ無料となります。（詳しくはお問い合わせ下さい。）

注3 この情報は、令和4年3月末現在のものであるため、その後、内容が変更されている可能性があります。最新の情報は、HP等でご確認ください。

（記載しているHPのURLは予告なく変更や削除されることがあります。広島市が所管する各種相談機関のHPが閲覧できない場合は、広島市のトップページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）から検索し、ご確認ください。）

また、ここに掲載している機関以外にも多くの相談機関があります。より多くの相談機関を知りたい方は、こちら（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/utsu-jisatsu-taisaku/list1938.html>）をご覧ください。